

# 那覇市教育委員会会議録

令和6年度（2024年度）第2回（定例会）

署名人 二木 志保

教育長 宮里 寿子

開催日時 令和6年（2024年）4月22日（月）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時58分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

## 出席者

[教育長・教育委員]

宮里寿子教育長、安里恒男委員、仲本千佳子委員、二木志保委員、山城達彦委員

[事務局職員]

【生涯学習部】稻福喜久二部長、安次嶺博志副部長

【学校教育部】比嘉真一郎部長、平良進副部長

（学校教育課）濱川太課長、上原彩子副参事、山城高雄指導主事、仲宗根和彦指導主事、古波津美香指導主事

【市民文化部】加治屋理華部長、宮城由香副部長、

（文化財課）上原清実課長、外間政明副参事、本永春樹主幹

## 議事日程

- 議案第4号 教科用図書那覇採択地区協議会委員の指名について【学校教育課】
- 議案第5号 那覇市文化財保護条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について【文化財課】
- 議案第6号 那覇市文化財調査審議会規則の一部を改正する規則制定について【文化財課】

会議録作成（総務課）

宮里教育長 皆さん、こんにちは。令和6年度第2回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日は議案3件となっております。議事録署名は二木委員にお願いいたします。では、これより審議に入ります。議案第4号「教科書用図書那覇採択地区協議会委員の指名について」を議題といたします。学校教育部 比嘉部長、よろしくお願ひいたします。

比嘉部長 よろしくお願ひいたします。議案第4号「教科書用図書那覇採択地区協議会委員の指名について」でございます。提案理由、教科書用図書那覇採択地区協議会規約第5条の規定に基づき、那覇市教育委員会の教育委員1名を指名する必要があるため、この案を提出する。詳細は学校教育課から説明いたします。

宮里教育長 学校教育課 濱川課長、よろしくお願ひいたします。

濱川課長 よろしくお願ひいたします。それでは資料1ページをご覧ください。こちらは、協議会委員を選任する際の参考資料となります。

続いて資料2ページをご覧ください。協議会規約第5条に記載がございますように、委員は次に掲げる者をもって充てる。第2号 浦添市教育委員会、那覇市教育委員会がそれぞれ指名する教育委員各1人となっておりますので、今回、この教育委員会会議へ提案いたします。続いて担当より説明いたします。

宮里教育長 学校教育課 山城指導主事、どうぞ。

山城指導主事 よろしくお願ひします。では、6ページをご覧ください。こちらは、協議会規約に関する取り扱い運用となっております。

次に、7ページの5教科書採択の流れの第1項に、浦添市教育委員会及び那覇市教育委員会は、各教育委員会議で話し合い、互選によって教育委員を、各1人協議会委員に指名することが記載されております。

次に8ページをご覧ください。こちらは協議会組織図及び採択の流れとなっております。本日の議題につきましては、①の指名にあたります。

最後に9ページをご覧ください。こちらは令和7年度に使用する中学校教科書用図書採択に関する日程で、今年度は中学校の教科書用図書を採択することになっております。協議会は5月15日を第1回としまして、第6回まで開催する予定となっております。説明は以上でございます。ご審議、よろしくお願ひいたします。

宮里教育長 ありがとうございました。では、この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。安里委員、お願ひします。

安里委員 この採択に関する協議内容で、これ、教育委員が各地区から1人ということですけど、この教育委員の役割というのは、どんな感じのことなんでしょうかね。

宮里教育長 学校教育課、どうぞ。

山城指導主事 ただいまの、ご質問に回答いたします。教育委員の役割としましては、調査研究員の行う調査内容につきまして採択を検討するという、協議するという内容になります。

宮里教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 これを最終的には、何か、採択する、していくという役割があるということですか。

宮里教育長 学校教育課、どうぞ。

山城指導主事 協議して、採択するという形になります。

宮里教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 この日程に毎回出席して、最終的に10月22日には、まとめて行くというような流れになるんですかね。

宮里教育長 学校教育課、どうぞ。

山城指導主事 選定としましては、7月24日(水曜日)の第5回、こちらを予定しております。第2回、第3回、第4回で調査委員の報告を受けまして、内容を検討していくということになります。

宮里教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 各地区からも、お一人ずつ、この会には出席するということですか。

宮里教育長 学校教育課、どうぞ。

山城指導主事 5つの市町村の教育長と、それから那霸市と浦添市の教育委員から1人。その他、那霸市と浦添市の教育委員会から1人と那霸市教育研究所から1人、合わせて10人になっております。

安里委員 はい、わかりました。

宮里教育長 ほかに、ございませんか。二木委員、お願いします。

二木委員 昨年までは、記憶によると、仲本委員、この時は小学校の教科書、この時は互選で出ましたか。

宮里教育長 学校教育課、どうぞ。

山城指導主事 互選でお伺いしております。

宮里教育長 休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

宮里教育長 休憩を解きます。では、再開したいと思いますが、先程の件で、教科用図書那霸採択地区協議会委員の指名についてなんですけれども、互選ということなので、どなたか、ご意見等ありましたら、よろしくお願ひいたします。もし、よろしければ、事務局案等で、よろしいでしょうか。では、事務局の案がありましたらよろしくお願ひいたします。

山城指導主事 はい、それでは、事務局としましては、昨年に引き続き仲本千佳子委員にお願いしたいと考えております。以上です。

宮里教育長 分かりました。それでは、今、事務局のほうからありましたように、議案第4号「教科用図書那霸採択地区協議会委員の指名について」は、仲本千佳子委員を指名してよろしいでしょうか。

- 委員全員 異議なし。
- 宮里教育長 ありがとうございました。では、議案第4号「教科用図書那覇採択地区協議会委員の指名について」は、議決いたしました。ありがとうございました。
- 続きまして、議案第5号「那覇市文化財保護条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」を議題といたします。市民文化部 加治屋部長、よろしくお願ひいたします。
- 加治屋部長 市民文化部の文化財課からは、議案第5号、議案第6号関連して2件ございますが、関連するため続けてご説明させていただきます。
- それでは、まず議案第5号について、ご説明させていただきます。「那覇市文化財保護条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」、別紙のとおり市長に申出します。提案理由といたしましては、那覇市文化財保護条例の一部を改正する条例制定のため、市議会に提案予定の条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出るので、この案を提出いたします。
- 続きまして、議案第6号について、申し上げます。議案第6号は「那覇市文化財調査審議会規則の一部を改正する規則制定について」でございます。那覇市文化財調査審議会規則を別紙のとおり規則制定いたします。提案理由といたしましては、那覇市文化財保護条例に規定されている那覇市文化財調査審議会の委員の定数、委嘱方法、及び任期並びに臨時調査委員の設置に関する条項について、これを那覇市文化財調査審議会規則へ規定するとともに、これまで明文の規定がなかった調査審議会の会議の開催等に関する事項を、本規則で規定するため、本議案を上程いたしました。詳細につきましては、事務局より説明させていただきたいと思います。
- 宮里教育長 文化財課、上原課長、どうぞ。
- 上原課長 文化財課 上原でございます。私からは、少し、概要を説明させていただきます。今回の改正につきましては、那覇市文化財調査審議会に係る条項の改正となっております。又、条例改正に伴う、規則改正となっております。
- 文化財調査審議会の役割といたしましては、主に本市文化財の指定、保存にかかる審議でございます。文化財調査審議会におきましては、これまでの文化財の指定、保存に加え、文化財の活用というような視点も盛り込んだ計画策定が求められております。これを踏まえまして、これまで審議委員は学識経験者としておりましたが、立場について議論を進める中で、幅広い意見を取り入れるため、臨時委員として、学識経験者以外の方を委員に選定できるようにしております。
- 又、協議会の下部組織として、文化財の種類等に応じて、個別具体的な審議が出来るよう、新たに部会を設けております。個別の条例改正、規則改正につきましては、担当よりご説明を差し上げます。

- 宮里教育長 文化財課 本永主幹、どうぞ。
- 本永主幹 文化財課 本永と申します。今回につきまして、議案第5号の那覇市文化財保護条例の一部を改正する条例からご説明を申し上げます。今回の改正は、現在の条例の第4条の第2項及び第3項を条例から削除しまして、こちらは、後で、又、ご説明申し上げる議案第6号の那覇市文化財調査審議会規則の一部を改正する規則の中で、新たに制定し直すというものです。条例4条第2項 調査審議会は委員12人以内で組織し、委員は、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱するというものと、後、同じく条例4条第3項 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充委員の任期は、前任者の在任期間とするという規定を条例から削除いたしまして、新しく議案第6号の、那覇市文化財調査審議会規則の一部を改正する規則の中で、新たに第3条に「組織」という項目を入れまして、その第3条に「調査審議会は、委員12人以内で組織する。」と、同じく第2項 「委員は、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。」と規定します。更に、従来の条例の第4条第3項に相当する部分が、規則では、第4条 「任期」となりまして、「委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。」というふうに定めます。そして、第2項で「委員は再任されることができる。」ということで、規定いたします。条例については、この第4条の2項及び3項を削除いたしまして、条例に残るのは、条例4条の1項 「教育委員会の諮問に応じ、那覇市に所在する文化財について調査、審議するため那覇市文化財調査審議会を設置する。」、第4条第4項 「調査審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。」ということで、骨子となるようなところだけ条例に残る形で、後の具体的な個別的な規定を、今回、規則に持って行こうというふうことになります。
- 続きまして、条例から規則に移行される事項と、今度新たに、規則でもって、より具体的に明記することで、第6条以降を整備しております。
- 宮里教育長 文化財課 上原課長、どうぞ。
- 上原課長 議案第6号の1ページをご覧いただけますでしょうか。第6条からご説明差し上げます。
- 宮里教育長 文化財課 本永主幹、どうぞ。
- 本永主幹 第6条ですが、第1項 「調査審議会の会議は会長が招集する。」としております。第2項 「調査審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。」、第3項 「調査審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」第4項 「前項の場合において、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。」ということで、定めます。
- 新たに規則で、部会に関する規程を盛り込みます。こちらは、2ページ以降ですけれども、2ページの第7条 「特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、調査

審議会に部会を置くことができる。」、第2項 「部会に属すべき委員は、調査審議会の議を経て会長が指名する。」、第3項こちら、旧4条の第1項からの移行ですけれども、「前項の委員のほか、特定の事項を調査審議させるため必要がある時は、部会に臨時委員を置くことができる。」、同じく旧4条第2項から4号といたしまして、「臨時委員は、学識経験者その他の教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。」、第5項 「臨時委員の任期は、当該臨時委員の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。」、6項ですけれども、「第5条、前条、次条及び第10条の規定は、部会について準用する。この場合において、第5条第1項及び第3項、前条第1項から 第3項まで、次条並びに第10条中「調査審議会」とあるのは「部会」と、第5条、前条第1項、第3項及び第4項並びに第10条中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条 第1項、第2項及び第4項中「副会長」とあるのは「副部会長」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員(議事に關係のある臨時委員を含む。)」と読み替えるものとする。」、第7項 「調査審議会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、部会の決議をもって調査審議会の決議とすることができます。」、8条(関係者の出席) ということで、「調査審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。」

第10条で「この規則に定めるもののほか、調査審議会の運営に関し必要な事項は、会長が調査審議会に諮って定める。」。

これが、今回の、那覇市文化財調査審議会規則の一部を改正する規則制定になります。よろしくお願ひいたします。

宮里教育長 今、議案第5号と議案第6号をまとめてという形ですよね。

本永主幹 議案第5号、6号をまとめてお願いいたします。

宮里教育長 文化財課から議案第5号と議案第6号を説明していただきましたけれども、それでは、議案第5号についてご質問を、議決は別々に取りたいと思うので、議案第5号から、ご質問をお願いいたします。安里委員、お願いします。

安里委員 条例ということなので、若干、その役割が大きいのかなというのがありますて、その改定をする第4条を削除するという改定に臨んで行く、それをしたことによって、その文化財保護の体制が、更に強化するんだということで、今回、第4条を削除したと認識しているんですけども、その第4条を削除したことによって、文化財の保護の低下につながらないのかなとか、条例ですので、その市民の信頼喪失というか、つまり、その役割みたいなものを維持していたのが条例だと思っていますので、第4条を削除したことによって、幾つかの影響が想定されると思いますが、今回、あえて改正して行くという所をね、もう少しお話しを聞かせてもらえたならなと思います。

宮里教育長 文化財課、どうぞ。

上原課長 条例については、文化財の指定、管理、修理に対する補助など様々な規定があって、

又、公開することに關しても規定されておりまして、文化財保護行政全般を広範に定めていると考えております。これまで調査審議会委員の人数、任期、委嘱方法については、この条例で定めていた所でございます。今回、改正でそれを規則に持つて行くというところで、保護行政の低下ではないか、そういうお話しとか、市民に対する説明が不足するのではないかと、というご懸念かなと思っているんですけれども、我々といったしましては、この部会や人数等を条例で定めることによって、より専門的な、また必要な審議が深くされると思っておりますが、細かい内容については、部会の設置を含めて規則に落とし込んだという形になっております。

宮里教育長 安里委員、よろしいですか。

安里委員 はい、分かりました。

宮里教育長 市民文化部 加治屋部長、どうぞ。

加治屋部長 補足説明をさせていただいてよろしいですか。今、事務局のほうから説明があつたように、細かい内容を規則に落としたという内容だったんですけども、第4条の第1項自体は、こちらの条例で生きておりますので、詳細を決めるために、調査審議会を設置するという設定は変わっていません。その細かい内容を規則に落とした理由といったしましては、各文化財の資料ごとに、それぞれの専門の視点というのが必要になってきます。施設もそうです。なので、本委員として決めている方々の中に、状況によっては、この施設についてはこの専門の方、地域の声を拾わないといけないなという場合には臨時委員が必要となってくることもあります、ある一方の文化財に関しては、別の専門員の視点が必要だというふうに、時々に応じて、本委員のほかに、ご意見を伺う委員の方が必要な形になってくるわけですね。そういう細かい内容について条例で、逐一定めるという、又、各状況が変わる毎に条例改正というのは、どうしても合理的ではないものですから、規則にその詳細は移しまして、審議会を持つということだけは、残して行くことになります。

宮里教育長 安里委員、よろしいですか。

安里委員 今の補足説明で、よく分かりました。

宮里教育長 ほかに、ございますでしょうか。大丈夫ですか、それでは議案第5号「那覇市文化財保護条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしということで、議案第5号「那覇市文化財保護条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、議決いたします。

議案第6号「那覇市文化財調査審議会規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。ご質問、ご意見等がありましたら、よろしくお願ひいたします。安里委員、よろしくお願ひします。

- 安里委員 安里です。調査審議会規則の改正ということで、調査審議会の目的、それと、この提案理由を読んでみると、最後の行に、調査委員会の会議の開催に関する事項も規定していきたいということですね。質問としては、審議会の目的の基に、昨年度は、何回位、その会議を開催したのかなというのを、ちょっと、教えてもらえないかなと思います。
- 宮里教育長 文化財課 上原課長、どうぞ。
- 上原課長 文化財課 上原でございます。まず、調査審議会の開催状況につきましては、識名園保存活用計画の審議会が2回、伊江殿内庭園保存活用計画の会議が1回と、計3回となっております。
- 宮里教育長 3回ということですが、安里委員、どうぞ。
- 安里委員 この会議の中で、どのような話し合いとか、かいつまんで構わないんですけれども、その審議会の話し合いの役割なんかは、どうですか。
- 宮里教育長 文化財課 外間副参事、お願いします。
- 外間副参事 文化財課 外間と申します。まず、識名園ですが、平成7年に識名園を一般開放しておりますが、30年近く経ちまして、識名園の建物、「御殿」と言いますが、建物とかですね。そういう所の雨漏りとか、瓦の欠損とか、そういうのが出て来ております。文化財保護法の改正によりまして、こういった改修をすると、大規模の改修をする場合は、保存活用計画というのを立てまして、それを文化庁に、この計画内容を文化庁に認めていただいて、それが認可されると整備計画を作つて、基本実施設計というようなことで、工事を進める。大型工事については、そういう形に進めて行きます。今、識名園に関しましては、先程も言いましたように、30年経つて、大規模修繕を行いたいと思っておりますので、そういう中で、まず、どういった箇所が、今、不具合が生じているのかという確認をします。それと、今、活用計画というお話をしましたけれど、じゃあ、この文化財をどのように、今後、活用して行くのか、先程、うちの課長からもありましたように、観光的な視点とか、地域の人達の視点とか、というのを取り込むために、今回、改正している訳ですが、こういった会を、まずは、昨年度は文化財の修理に当たる本質的価値についての検討をいたしました。伊江殿内庭園というものを、今年度1回、昨年度1回やっておりますが、そこは庭園に向けての技術的な修理方法は、どうしたほうがいいかという、こういった専門的な意見を聞いての、会議を行っているところです。以上です。
- 宮里教育長 安里委員、どうぞ。
- 安里委員 専門的な視点から、そういう審議会の中で、非常にこう、前向きに検討していくというのは、凄く重要な会議だったのかと思いますね。後、先程お話しされた中で、これをどう活用して行くのかというところでは、もしかしたら、一般市民とか、そういった方々のご意見も挙げられるということも、この会議の中でやるんですかね。

- 宮里教育長 文化財課 外間副参事、どうぞ。
- 外間副参事 先程、お伝えしましたが、活用に当たっては、現在、沖縄インバウンドも含めまして観光の視点も必要かと思いますが、お話にありましたように地域の方、市民の方ですね。どういったふうに使いたいのか、そういった声を吸い上げるための、臨時委員という形で、地域の方を入れて会議を進めたいと考えております。
- 宮里教育長 安里委員、どうぞ。
- 安里委員 この改正をしたことによって、こういった協議内容がさらに充実して、良い展開にもって行くということでの、一部改正というふうに捉えていくということで、よろしいですかね。
- 宮里教育長 加治屋部長、どうぞ。
- 加治屋部長 今、担当からあったように、その地域の皆さん、お一人お一人というわけではないんですけども、地域を代表する団体に属している方、まちづくり関係の方だったり、自治会とかそういう代表の方を、この審議会に参加させることで地域の声として広く議論の対象に、意見を参考にさせていただくという意味で、地域の代表ということで、臨時委員として今回入れさせていただきたいと思っています。
- 宮里教育長 安里委員、どうぞ。
- 安里委員 今の説明で、よく理解をしました。ありがとうございます。
- 宮里教育長 ほかに、ありますか。山城委員、お願いします。
- 山城委員 確認です。1ページですね。第1条 改正前、アンダーライン、第4条第4項、改正後、第4条第2項、先程の審議で、第2項は削除されておりますので、これは正しいでしょうか。
- 宮里教育長 文化財課 上原課長、お願いします。
- 上原課長 文化財課 上原でございます。条例のほうの改正を見ていただけますでしょうか。議案第5号の3ページでございますが、3ページで、第4条第1項は略、第4項も略というふうになっております。こちらは変わりません。第2項第3項を削除するという形になりますので、項が繰り上がりまして、改定後の第6号議案の1ページ、趣旨第1条の部分のこの規則は、那覇市文化財保護条例第4条第2項ということで、行が繰り上がった状態でございます。
- 宮里教育長 山城委員、どうぞ。
- 山城委員 ここは、第4条だけでよろしいんじゃないですか。第4条の1項を残したんですね。それに基づき、定めるものではないんでしょうか。
- 宮里教育長 文化財課、どうぞ。
- 本永主幹 文化財課 本永と申します。只今のご質問でございますが、現在の条例の第4条第2項と第3項については、この条例のほうは、削除されまして、新しく、規則第3条の第1項、第2項、それから後の、第4条で、第1項にその内容を移しているという

ことになっています。従いまして条例のほうは、第2項、第3項はなくなりますが、第1項は引き続き残りまして、文化財調査審議会を設置するという事項は、残ります。後、改正前の第4項が繰り上がって、この場合第2項になるということですね。対照表を見ていただきますと、第4条は、第1項は数字はありませんけれども、そのままなので、後、改正前第4条第4項は繰り上がって、第1項にしている関係で、改正後では、第2項になって、内容はそのままでやっているような状況です。

宮里教育長 今の、確認、よろしいですか。第5号の4ページにある第4条があつて、第2項、第3項は、削除、そして第4項にある調査審議会に関する必要な事項は教育委員会規則で定めるということが、第2項に繰り上がるということで、よろしいですか。なので、その第2項を受けて、改正後のところの第2項というところがそこになるという解釈で、よろしいですか。

本永主幹 はい。

宮里教育長 山城委員、どうぞ。

山城委員 分かりました。第2項、第3項が削除で、第4項が第2項に繰り上がったということですね。はい、理解しました。

宮里教育長 ほかに、ありますでしょうか。仲本委員、お願ひします。

仲本委員 仲本です。会議という所と部会というのがあるようですが、この会議と部会の違いについて、ちょっと、教えていただけますか。

宮里教育長 文化財課 外間副参事、お願ひします。

外間副参事 文化財課の外間です。会議というのは、基本的に本会、言葉を代えると本会と言いますが、学識経験者でつくる調査審議会という、12名以内で組織するという組織を会議と言いまして、部会というのは、その下にぶら下がり、臨時委員でもって構成する会議になります。この部会に関しましては、より個別的な事柄を審議していくという会議になります。以上です。

宮里教育長 仲本委員、どうぞ。

仲本委員 部会で決をとったことは、一旦、又、会議に挙がって、本会で決を取るということですか。

宮里教育長 文化財課 上原課長、お願ひします。

上原課長 文化財課 上原でございます。規則の改正のほうにもあるんですけれど、第6号議案の2ページをご覧いただきたいんですけども、先程の外間の説明の少し補足にもなるんですが、2ページの第7条第2項をご覧いただけますでしょうか。「部会に属すべき委員は、調査審議会に議を経て会長が指名する。」これが12名の審議会の委員の中で、さらに、調査審議会の議を経て、Aさんは何部会、Bさんは何部会というような形で指名をさせていただきます。その中で第3項「前項の委員のほか、特定の事項」、先程ありましたように、識名園であるとか伊江殿内であるとか個別の事項の

場合において臨時委員を置くことができるということになっておりまして、部会は、調査委員と臨時委員で構成されているというような形になります。以上です。

宮里教育長 決については、文化財課 上原課長、どうぞ。

上原課長 決につきましては、同じページの第7項をご覧いただけますでしょうか。調査審議会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、部会の決議をもって調査審議会の決議とすることができます、しております。

宮里教育長 仲本委員、よろしいですか。

仲本委員 分かりました。ありがとうございます。

宮里教育長 ほかにも、ありますでしょうか。二木委員、お願ひします。

二木委員 今、「令和5年度那覇市の教育」で、どこに何があるのかというのを見ていきましたけれど、那覇市文化財調査審議会などで、教育委員会のもとでやるもの対象、識名園のこととか、伺ったばかりなんですが、この本には、国指定とか、世界遺産とか、県指定とか、よく表になって出ていますよね。そちらのほうに関しては、やっぱり、県とか、国の管轄になるので、市は関わらないとか、どういう形で関わるのかということを教えていただけますか。市じゃない、審議会、教育委員会は、どういうふうな形で関わって行くのか、ということについて、お願ひします。

宮里教育長 文化財課 外間副参事、よろしくお願ひします。

外間副参事 文化財課 外間でございます。今、那覇市には、国指定、県指定、市指定と数多くの指定文化財がございます。一義的には、当該市町村という形で、所在地市町村の教育委員会文化財課が、それを所管する、担当するということになります。そういった指定文化財の中で、保護が必要だろう、修理が必要だろう、更に追加をすることが必要ではないかと、新たにここを指定したほうが良いんじゃないかというような事柄を教育委員会が調査審議会に諮問します。諮問された事項について調査審議し、教育委員会に答申を行うというのが、その文化財行政になっております。以上です。

宮里教育長 二木委員、よろしいですか。

二木委員 分かりました。ありがとうございます。

宮里教育長 ほかにも、ありますでしょうか。私のほうから質問なんですけれど、審議委員会というのがあって、それぞれ専門があるということですね。それぞれの12名に、又、それで、この、今回の部会っていうのは更に、この、深く関わる人達を集めることができること出来ることですか。臨時にという感じでいいですか、それをひらけるような形で規則を作ったという形になるんですか。当たっていますか。大丈夫でしょうか。今まででは、そういうのがなかったということですか。文化財課 外間副参事、どうぞ。

外間副参事 今までもちろん、調査審議会に臨時調査委員を置いて、それぞれの専門的な先生方に審議していただいたんですが、先程お話ししたように、活用とか、観光にどう寄与するかと、そういった最近、取り巻く情勢、更に、もっと細かい修理をどうするかとか、こ

の先生方でないと解らない、より専門的なこととか、地域のこととか、というのを審議するために、新たに部会を設け、更に臨時委員というような項目を規則で規定することとしております。

宮里教育長 その部会で決まったことが決定という感じなんですね。ほかに、質問等ございますでしょうか。大丈夫ですか。それでは議案第6号「那覇市文化財調査審議会規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしということで、議案第6号「那覇市文化財調査審議会規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。

以上を持ちまして、令和6年度第2回教育委員会会議(定例会)を終了いたします

#### 案件の審議結果

|       |                                     |         |
|-------|-------------------------------------|---------|
| 議案第4号 | 教科用図書那覇採択地区協議会委員の指名について             | 原案どおり可決 |
| 議案第5号 | 那覇市文化財保護条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について | 原案どおり可決 |
| 議案第6号 | 那覇市文化財調査審議会規則の一部を改正する規則制定について       | 原案どおり可決 |